

議案第2号

令和6年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について

令和6年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

令和6年4月24日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

諮 問

鳥取県教科用図書選定審議会

中学校教科用図書及び特別支援学校教科用図書については、令和7年度に教科用図書を採択し使用することになっており、この教科用図書の採択事務を令和6年度に行わなければなりません。

鳥取県教育委員会は、この採択事務を行う市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長に対して、適切な指導、助言又は援助を行う必要があります。

よって、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項の規定により、下記事項について諮問します。

令和6年4月25日

鳥取県教育委員会教育長

足 羽 英 樹

記

- 1 令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択基準について
- 2 令和7年度に使用する中学校教科用図書の選定に必要な資料について
- 3 令和7年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について
- 4 令和7年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について
- 5 市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割について
- 6 県が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律

(昭和三十八年法律第百八十二号)

最終改正:令和四年法律第六八号

第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

令和6年度鳥取県教科用図書選定審議会の審議、答申の流れ

第1回教科用図書選定審議会(4月25日)

○県教育委員会から審議会への諮問

- ① 令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択基準について
- ② 令和7年度に使用する中学校教科用図書の選定に必要な資料について
- ③ 令和7年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について
- ④ 令和7年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について
- ⑤ 市町村(学校組合)教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く)の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割について
- ⑥ 県が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について

○諮問事項の①、③、⑤、⑥について協議

○諮問事項の②、④の調査研究のための条件について協議

第1次答申(4月)

○審議会長から教育長へ諮問事項のうち下記の4事項について第1次答申

- ・令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択基準について
- ・令和7年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について
- ・市町村(学校組合)教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く)の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割について
- ・県が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について

○第1次答申を受けて、市町村(学校組合)教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く)の校長に対して教科書の採択事務について指導、助言又は援助を行う。

○令和5年度に検定を通った教科用図書について教科用図書調査員による調査研究(5月)

○特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書(著作教科書・一般図書)の調査研究(5月)

第2回教科用図書選定審議会（6月4日）

第3回教科用図書選定審議会（6月14日）

第4回教科用図書選定審議会（6月25日）

○諮問事項のうち下記の事項についての協議

- ・令和7年度に使用する中学校教科用図書の選定に必要な資料について
- ・令和7年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について

第2次答申（6月）

○審議会長から教育長へ諮問事項のうち下記の2事項について第2次答申

- ・令和7年度に使用する中学校教科用図書の選定に必要な資料について
- ・令和7年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について

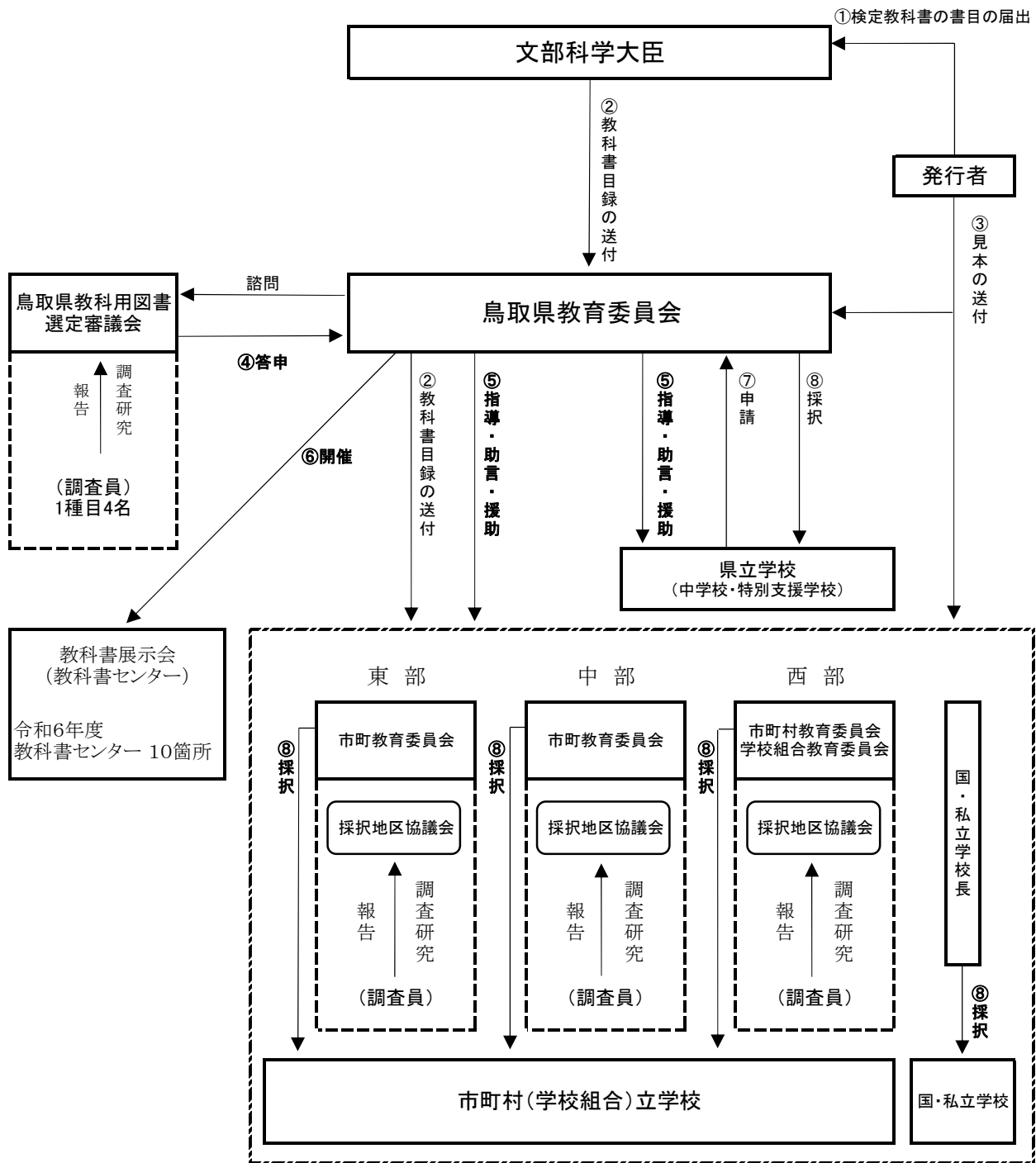
○第2次答申を受けて、市町村（学校組合）教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長に選定に必要な資料を送付

○第2次答申を受けて、県が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択決定

令和6年度教科書採択日程

月	県教育委員会			市町村（学校組合）教育委員会 採択地区協議会
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書選定審議会（第1回） ・審議会答申（第1次） 			
教科書見本本が発行者から提供				
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・採択基準等を採択地区及び市町村（学校組合）教育委員会ならびに義務教育諸学校（市町村（学校組合）立の義務教育諸学校を除く）の校長に送付 ・調査員会 中学校教科用図書：4回 特別支援学校及び特別支援学級教科用図書：2回 	教科書目録の送付	5月	<div style="font-size: 2em;">}</div> 採択地区協議会 調査員会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書選定審議会（第2回） ・教科用図書選定審議会（第3回） ・教科用図書選定審議会（第4回） ・審議会答申（第2次） ・選定資料を採択地区及び市町村（学校組合）教育委員会ならびに義務教育諸学校（市町村（学校組合）立の義務教育諸学校を除く）の校長に送付 	教科書展示会開始 6/7 ↓ 教科書センター （県内10ヶ所）	7月	
		国が定めた法定展示 期間（6/28）までのア ンケート結果を採択 地区に情報提供		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書事務説明会 （7月中旬頃までに東・中・西3地区で） 	教科書展示会終了 7/4		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・県が設置する義務教育諸学校の採択申請 ・市町村（学校組合）教育委員会から採択結果報告 		8/31 まで	市町村（学校組合）教育委員会 で採択決定 県教育委員会へ採択結果報告
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・選定資料を県教育委員会ホームページで公開 			

令和6年度 教科書採択制度の概要



【注】・市町村(学校組合)立学校の教科書採択は市町村(学校組合)教育委員会の権限
 ・各市町村(学校組合)教育委員会における採択結果は、令和6年8月31日までに県教育委員会へ報告